

令和7年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和8年度の活動方針

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。

今般、令和7年度における推進本部の活動結果及び令和8年度における活動方針がまとまりました。

令和7年度の推進本部の活動結果及び令和7年度の活動方針は、以下のとおりです。

1. 令和7年度の活動結果

① 法令違反疑義情報の収集

	令和7年度
法令違反疑義情報等の受付件数 ※1	3,558 件 (「駆け込みホットライン」受付件数:1,946 件)
R6 年度下請取引実態調査(元下調査)等の情報を基に違反疑義として抽出した件数 ※2	612 件

※1 令和6年度の件数:3,811 件(うち「駆け込みホットライン」の受付件数は 1,979 件)

※2 元下調査結果・駆け込みホットライン等の端緒情報のうち、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれのある不適正な取引に関する情報

② 報告徴収及び立入検査等の実施(建設 G メンによる調査含む)

	令和7年度
立入検査等の実施数	1,152 業者・1,318 件

※ 令和6年度の調査件数:1,103 業者・1,143 件

③ 建設業の法令遵守に関する周知活動の開催件数

	令和7年度
講習会等の開催(都道府県との共同開催含む)	252 回

※ 都道府県労働局との労働時間削減協議会、建設業に係る労働時間等説明会、都道府県との共催による説明会開催件数

④ 監督処分等の実施概要

	令和7年度	監督処分等の事由
許可取消	1 業者	欠格要件に該当
営業停止	14 業者	無許可業者との下請契約:2業者、主任技術者の配置不備:1業者、公契約関係競売等妨害等:3業者、独占禁止法違反:5業者 労働安全衛生法違反:2業者、労働基準法違反:1業者
指示	4 業者	主任技術者の配置不備:1業者、労働安全衛生法違反:3業者
勧告・ 文書指導等	768 業者	見積に関すること(主に材料費等の内訳明示の不備・見積条件の提示不備等)641件 契約書の記載に関すること(主に契約書不作成・法定記載事項の記載不備等)516件、 価格転嫁に関すること193件(主に請負金額の変更に関する定め不備等) 工期の設定に関すること60件 など

※ 1社が複数の事由に該当することがあるため、業者数と件数は一致しない場合がある。

2. 令和8年度の活動方針

法令遵守の徹底に向けて、建設 G メンの調査をはじめ、各種取組を実施していきます。(詳細は別添参照)

令和8年度 建設業法令遵守推進本部 活動方針

建設業法令遵守推進本部では、平成19年の創設以来、「駆け込みホットライン」の開設をはじめ、建設業者が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」や受発注者間の取引適正化のための「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の策定・周知、立入検査の実施等を通じ、建設工事の請負契約における発注者と元請負人、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めている。

現在、建設業を取り巻く環境は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を求められている一方で、厳しい就労条件を背景に、就業者数は減少を続けており、担い手の確保に向けた対策を強化することが急務となっている。

建設業がその役割を将来にわたって果たし続けられるよう、建設業法を含む関連法の一体改正として、いわゆる「第三次・担い手3法」が令和6年に成立し、令和7年12月から全面施行されたところである。

第三次・担い手3法の趣旨に沿って、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進するためには、建設工事の請負契約に関わる全ての関係者において、法令遵守が徹底された取引が求められるところであり、建設工事の適正取引を推進してきた建設業法令遵守推進本部が果たす役割はますます重要となっている。

そのような背景を踏まえつつ、地方整備局等の建設業法令遵守推進本部においては、下記及び別紙により法令遵守に関する活動を進めていくものとする。

1. 法令違反疑義情報の収集

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「相談通報窓口」という。）は、相談窓口としての役割に加え、建設業法違反の疑義情報の通報窓口としての役割も担っている。

さらに相談通報窓口の機能を充実させるため、「駆け込みホットライン情報収集フォーム」のページを開設し、これまで以上に建設業法違反に関する情報提供等が行われやすい環境が整備された。

これまででも、建設業法違反の早期発見を図る観点から、相談通報窓口の周知を図っているところであるが、引き続き、建設業者に対する建設業許可通知書や経営事項審査結果通知書などの送付の機会を捉えてリーフレットを同封するなど、その周知を図る。

また、相談通報窓口への通報者が秘匿を希望したときには、通報者が被通報者により特定されて不利益な取扱いを受けることがないように、秘密保持を徹底したうえで、調査等の方法を工夫するなど、通報者を保護するために必要な取り組みを行うとともに、以下の点に留意する。

- 建設業法第24条の5の「不利益取扱いの禁止」を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する重要性に鑑み、その後の通報者の取引状況を適時フォローする。
- 通報を端緒として元請負人に対して指導監督を行った事案について、その後の元請負人の改善状況を適時フォローする。

2. 報告徴収及び立入検査の実施

相談通報窓口への通報や関係機関からの情報提供により法令違反が疑われる建設業者、建設Gメンの調査等により法令違反のおそれが把握された建設業者、営業所の実態に疑義のある建設業者、必要な実務経験等を有する技術者の配置に疑義のある建設業者、過去に指導監督を受けた建設業者等を中心に、報告徴収及び立入検査を機動的に実施していく。

3. 関係機関との連携

- (1) 長時間労働の是正はもとより、週休2日などの休日の確保をはじめ、猛暑日の不稼働など適正な工期設定による建設業の働き方改革を推進していくため、引き続き、都道府県労働局や労働基準監督署が主催する「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」や「建設業に対する労働時間等説明会」へ参画するなど、建設業者や公共工事及び民間工事の発注者に対して、建設業法や労働関係法令を踏まえた適切な工期設定に関する周知啓発を連携して行う。
- (2) 公共発注者からの「労務費ダンピング調査」による情報提供について、建設Gメンの調査等の端緒として有効に活用することや、建設Gメンの調査等において、労働基準法をはじめとする労働関係法令や私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）などに違反する疑いが確認された際は、労働基準監督署や公正取引委員会へ情報共有するなど、関係機関との連携を図る。
- (3) 不良・不適格業者に対しては、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同立入検査の実施、営業状況の継続的な把握等について、国土交通省と都道府県の建設業許可部局間で連携・協力して対応するほか、必要に応じて、関係部署と連携して適切な対応を図る。

4. 建設業取引適正化推進月間

11月を「建設業取引適正化推進月間」と位置付け、講習会の開催をはじめ、取引適正化に向けた普及啓発に関する活動等を重点的に行い、引き続き建設業法の普及啓発に努める。また、建設Gメンについても当該月間を「集中月間」と位置づけ、より重点的に取り組みを行うものとする。

5. その他

- (1) 建設工事の請負契約を巡る元請下請間等に関するトラブルの相談窓口である「建設業取引適正化センター」について、引き続き周知を図る。
- (2) 建設関係団体との情報・意見の交換を積極的に行い、そのなかで建設業法の遵守徹底を求めていくとともに、団体による研修会の機会などを活用して、建設業法の周知啓発に努める。
- (3) 技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備等を行う観点から、建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた必要な周知を行う。
- (4) 「物資の流通の効率化に関する法律」における特定荷主等に関する手続き等の規定が本年4月から施行されており、建設業者が特定荷主として指定された場合に、中長期計

画の作成や定期報告等の義務が設けられたことなど、建設業法以外の建設工事の施工等に関わる法令において、建設業者にも適用される制度改正等があった場合、各種機会を捉えて必要な周知を行い、適切な対応を促す。

- (5) 規制逃れを目的とした一人親方対策として、元請負人（施工体制台帳等の作成が義務付けられている工事を発注者から直接請け負った建設業者）は、当該工事の施工に従事する全ての下請負人に対して、一人親方との再下請負通知書や請負契約書（写し）の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳等を作成しなければならないことなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用する。
- (6) 免税事業者である受注者との取引において消費税相当額を一方的に減額するなどした場合、建設業法や独占禁止法上問題となり得ることや、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について十分に協議を行うことなどについて周知啓発等を行う。

建設Gメンによる調査等

① 基本方針

建設Gメンは建設業法令遵守推進本部の活動の一端を担い、建設業法の違反疑義情報を収集し、必要に応じて、情報収集内容を確認するための調査及び立入検査の実施やその結果に基づく指導、また大臣許可業者に対して監督処分を行うことをその業務とする。

特に、現下の建設業を取り巻く現状を踏まえ、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進するとともに、国民生活や社会経済を支える建設業の健全な発達をもって、地域社会の安全・安心の確保に寄与することを最重要目的として、請負契約の当事者に対して建設業法の遵守徹底を促し、建設工事の適正取引を推進する。

② 適正取引推進のための具体的な活動

「下請取引等実態調査」や「駆け込みホットライン」などから得られた情報を端緒とし、当該端緒情報を精査したうえで、その内容について詳細確認の必要性を判断する。

特に労働者の処遇改善や働き方改革の推進に影響を与える請負契約の法律違反の疑いについては、情報提供者及びその取引相手方に対して、建設業法第40条の4に関連した「建設工事の請負契約の締結の状況」の調査等を実施し、建設業法に照らし合わせて不適正な取引行為が確認された場合は、適正取引を行うよう改善を促す指導、助言等を行うなど、重点的に取り組みを行う。

そのうえで、都道府県知事許可業者については、不適正な取引行為の内容や程度を勘案し、許可行政庁による立入検査や指導監督が必要と判断した場合は、指導結果について当該都道府県へ情報共有するなど、建設業法の遵守徹底が図られるために必要な取り組みを行う。

③ 適正取引の推進に向けた主な調査内容

建設Gメンは、建設工事における受注者と注文者の間で締結される請負契約に関して、主に以下の見積り、契約、支払いなどに関する建設業法の遵守状況を調査し、不適正な取引が確認された際は、改善を促す指導等を行い、取引の適正化を図る。

なお、建設資材業者や運送事業者などの建設工事の関連事業者との取引についても、建設工事の請負契約と同様、関係法令の遵守や適切な配慮を呼びかけていくものとする。

(1) 適正な請負代金・労務費の確保

受注者が作成した建設工事の見積書について、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書）と最終見積書（契約内容の明細を示す見積書）の額を比較し、減額が生じている場合、乖離状況や理由を踏まえ、「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」（令和8年1月5日 国不建推第76号）も参照し、その原因について確認を行う。

特に労務費は、「労務費に関する基準」において、通常必要と認められる労務費として示されている適切な職種の公共工事設計労務単価に、施工条件・作業内容等に照らして適切な歩掛を乗じる計算方法を踏まえ、適正な労務費の額を著しく下回る、またはそのおそれがある場合は、乖離状況や注文者の協議状況について確認を行う。

また、注文者と受注者の請負契約において、賃金・労務費の適正な支払いに係る表明

や情報開示への合意に関する、いわゆるコミットメント条項を含めた契約書を取り交わしているにも関わらず、適正な労務費による見積りのやりとりとなっていないことが確認された場合、必要に応じてその履行状況の確認を行う。

(2) 適正な契約締結

契約書について、建設業法第19条に規定されている契約書記載事項が含まれた書面による取り交わしの指導を徹底し、特に(1)において通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る、またそのおそれがある見積りのやりとりが確認された場合、建設業法第19条の3の通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約となっているおそれがないか確認を行う。

また、労務費へのしわ寄せが生じることのないよう、資材価格の高騰を踏まえた転嫁協議を円滑にするために必要となる契約変更方法の条項が記載されているか確認を行う。

(3) 適正な工期の設定

「工期に関する基準」を踏まえて、休日の確保や猛暑日の不稼働などが考慮されていることについて確認を行う。特に休日が確保された工期とするうえで、現場閉所等により4週8休を前提とした工期設定や、労働基準法に抵触するような長時間労働とならない工期設定となっていることの確認を行う。

また、労働基準監督署と連携が図られるよう、著しく短い工期が疑われるような長時間労働の事案について、必要な情報共有を行う。

(4) 適切な価格転嫁

(2)に示したとおり、契約変更方法の条項が含まれた契約書面の取り交わしの指導を徹底するとともに、受注者による契約締結前における資材価格の高騰等のおそれ情報の通知、受注者から注文者に対する変更協議の申し出、それを踏まえた注文者の協議対応などの各状況について確認を行う。

また、労務費の価格交渉については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、注文者及び受注者それぞれが採るべき行動・求められる行動とされている12の行動指針を周知のうえ、これらの行動を適切に採ることを求める。

(5) 適正な下請代金の支払い

注文者である元請負人による請負契約の支払いについて労務費相当部分の現金払いの配慮や、労務費以外で手形払いを行っている場合においても手形の期間が60日を超える「割引困難な手形」となっていないか、また、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか等について確認を行う。

また、銀行口座への振込手数料の取扱いについて、下請負人が負担することがないよう、受託中小企業振興法に基づく振興基準を踏まえて改善を促す。

④ 許可行政庁との情報共有及び協力連携

建設Gメンによる調査等において、建設業法違反の疑いが確認された場合、違反疑義業者への報告徴収及び立入検査、また指導監督が適切に行われるよう、当該違反疑義業者の許可行政庁に対して情報提供を行う。

また、都道府県知事許可業者に関しては、合同立入検査の実施など、知事許可部局と連携して適切な対応を図る。